

一般乗合旅客自動車運送事業に関し、道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び同規則第15条の14第1項第3号の「地方運輸局長が指定する運行回数」を下記のとおり指定したので公示する。

平成13年12月25日

東北運輸局長 島田 知 明

記

運行系統ごとの運行回数

1日当たり10回

但し、競合系統を有する系統については適用しない。

附 則

1. この公示は、平成14年2月1日以降に処分するものから適用する。
2. 昭和61年2月4日付け東北旅一第16号公示「道路運送法施行規則第6条第1項第9号に基づく一般乗合旅客自動車運送事業に係る運行回数の指定について」は平成14年1月31日限りこれを廃止する。